

名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業地内
市有地売払（定住促進4期）実施要項

1. 趣旨

閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業地内の市有地を売払うことで、閑上地区への定住を促進し、地域の活性化を図るものとする。

2. 対象者

次の全てに該当する方

- ① 購入した市有地に自ら居住する方
- ② 市税を滞納していない方
- ③ 暴力団員ではない方

3. 対象物件

- (1) 公告及び市ホームページにて、随時掲載、更新します。
- (2) 用途地域、地区計画等建築制限があります。必ず確認してください。
- (3) 現状での引渡しとなりますので、現地を必ず確認してください。
- (4) 現地説明会は実施いたしません。現地案内を希望する方は、事前に担当課へご連絡ください。

4. 土地の利用条件

土地の利用条件は、次のとおりです。

- ① 自ら居住する住宅の敷地として使用すること。
- ② 契約日から1年以内に住宅の建築に着手すること。
- ③ 暴力団等の事務所の用途に使用しないこと。

5. 募集期間

- (1) 対象物件を市ホームページに掲載する際、あわせて申込期間を掲載します。
- (2) 同期間内に申し込みがなかった物件は、先着順で買受人を決定します。先着順となった物件の申し込みは、別途定める日から受け付けます。
- (3) 売買価格は、不動産鑑定評価の時点修正により、変更する場合があります。

6. 申込方法

- (1) 「(様式1)市有地購入申込書」とその添付書類に必要事項を記入の上、担当課へ直接または郵送でお申し込みください。申込期間内必着です。
- (2) 郵送の場合は、簡易書留等を利用し、申込期間内に、確実に届くようにしてください。また、送達過程確認のため事前に担当課まで電話連絡願います。

7. 申込上の注意

- (1) 申込者が売買契約締結者となります。申込期間終了後の変更はできません。
- (2) 複数の物件に申し込むことはできません。申込期間が終了し、先着順になっ

た場合も同様です。

- (3) 同一人が単有、共有を別にして申し込むことはできません。
- (4) 同居の世帯構成員及び同居予定世帯の世帯構成員は、申し込むことはできません。

8. 買受人決定の方法

- (1) 申込資格等を確認のうえ、申込者が1物件に1者の場合は、その方を買受人に決定し、その旨を買受人に通知します。
- (2) 申し込み資格等を確認のうえ、申込者が1物件に複数いた場合は、名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業地内に土地をお持ちでない方を優先して買受人に決定します。
その上で買受人が決定しない場合は、抽選を行います。

9. 抽選の執行（※抽選を行う場合）

- (1) 抽選 抽選日時：12月12日（水）午前10時～
※抽選が複数ある場合は前後します。
抽選場所：仙台北務局名取出張所2階会議室
- (2) 申込者本人または申込者から委任を受けた方（抽選参加者）により抽選を行います。
- (3) 無効となる抽選
 - ① 抽選参加資格の無い者がした抽選
 - ② 抽選に関し不正行為のあった抽選
 - ③ その他抽選条件に違反した抽選
- (4) 抽選は参加者本人が行います。また、当日に欠席する場合は事前に担当課への連絡が必要です。
連絡なく欠席した場合、抽選参加資格は無効となります。
- (5) 買受人の決定
抽選の結果により買受人を決定します。
- (6) 買受人が期日までに契約を締結しなかった場合等に備えて、順次繰り上げて契約の相手方になる補欠者を選定します。

10. 契約

- (1) 買受人決定の通知後、20日以内に契約していただきます。
- (2) 契約時には、印鑑登録証明書を提出していただきます（共有名義の場合は、共有者全員分）。
- (3) 契約締結日から20日以内に、市が発行する納入通知書により、契約保証金として売買代金の1/10を納付していただきます。

11. 支払い

- (1) 契約締結日から2か月以内に、市が発行する納入通知書により、売買代金か

ら契約保証金を差し引いた額を一括して納付していただきます。

(2) 買受人が代金を期日までに完納しないときは、市は契約を解除することができます。

1 2. 契約の解除

(1) 契約の義務を果たしていただけない場合は、契約を解除する場合があります。

(2) その場合、契約保証金は返還できません。

1 3. 土地の引き渡し・所有権移転登記

(1) 売買物件の所有権は、代金の支払いが完了したときに移転し、現状のまま引き渡すものとします。

(2) 土地の所有権移転登記は、支払いの完了を確認後、市が行います。

(3) 所有権移転登記に必要な登録免許税については、買受人の負担となります。

(4) 土地を引き渡した後の公租公課は、買受人の負担となります。

1 4. 現地調査

売買契約に付す条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、随時に現地調査し、又は買受人に対し所要の報告を求めることができます。

1 5. 仮換地の清算

売買物件に係る土地区画整理法第 94 条に規定する清算金の徴収又は交付の権利義務は、市に帰属します。

担当課

名取市震災復興部復興区画整理課

住所：〒981-1224

名取市増田字柳田 570-2

法務局名取出張所 2 階

電話：022-290-2092